

金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）

都市計画第5次安原異業種工業団地地区計画を次のように決定する。

名 称	第5次安原異業種工業団地地区 地区計画	
位 置	金沢市打木町の一部	
面 積	約 17.2ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地區は、金沢市中心部から西方約7.5km、北陸自動車道白山ICより北西約1.5kmに位置し、金沢外環状道路海側幹線にも近接する交通利便性の優れた地区であり、北側には既存の工業団地が接している。 本地區計画では、工業系市街地として適正な土地利用を図ることにより、周辺環境と調和した活力と潤いのある工業団地の形成を目標とする。
	土地利用の方針	本地區の北側及び東側に立地する既存工業団地と一体化した地区として、製造・物流施設を主体とし、住居系建築物を制限するとともに、一部自家販売のための小規模な店舗等を併設した施設も立地した工業団地としての土地利用を図る。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又は柵の構造の制限を行い、快適で潤いのある工業団地が形成されるよう誘導する。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を、建築してはならない。 (1) 畜舎 (2) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿。ただし、工場における業務に従事する者のために建築される寄宿舎又は共同住宅で、次のア及びイのいずれにも該当するものを除く。 ア 当該工場と一の建築物であるもの イ 床面積の合計が、当該工場の作業場の床面積の合計を超えないもの (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (5) 公衆浴場、診療所又は自動車教習所 (6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの。ただし、自家販売のための店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので床面積の合計が1,000m ² 以内のものを除く。 (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (8) 建築基準法別表第2(に)項第3号に掲げる運動施設 (9) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (10) カラオケボックスその他これに類するもの (11) 図書館、博物館その他これらに類するもの (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物
		1,000m ² (公園を除く。)

地区整備計画	建築物の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地、公園、水路、管理用通路若しくは調整池（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。</p> <p>(1) 道路境界線については、2m (2) 隣地等境界線については、1m</p>
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>広告物は自己の用に供するもので、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障のないもので次に該当するものとする。</p> <p>(1) 建築物等の屋上及び屋根面に設置しない。 (2) 広告物は、表示面を含め壁面後退部分に設置しない。</p> <p>ただし、地盤面からの最低高を3m以上確保し、かつ、壁面後退部分への突出幅が1m以内のものを除く。</p>
	垣又は柵の構造の制限	<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合は除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.8m以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8m以下のものに限る。）</p>

「区域は計画図表示のとおり」

理由

周辺環境と調和した工業団地の形成を目標に、工業地区としての適正な土地利用を誘導していくため、地区計画を決定する。



